

2014年2月5日確認

時間雇用職員の3年を超える更新にかかる現在（2013年3月22日「総人任二」通知以後）の就業規則内容

1. 下記についてはそもそも更新限度がない。

- 1) 2004年3月31日以前から継続して雇用されている場合
- 2) 2004年3月31日以前に時間雇用職員として雇用されていた者を、継続して准職員として雇用した後、再度同一部局で時間雇用職員として雇用する場合

2. 下記については、原則として、部局Bでの雇入れから起算して3年を更新限度とするが、本部との協議を要せずに部局判断により3年を超える更新もできる。

- 1) 部局Aで2004年3月31日以前に時間雇用職員として雇用されていた者を、継続して准職員として雇用した後、継続して部局Bで時間雇用職員として雇用する場合
- 2) 部局Aで雇用されていた者（部局Aでの通算雇用期間が3年となった者を含む）を、継続して部局Bで雇用する場合
- 3) 2004年3月31日以前から部局Aで継続して雇用されている時間雇用職員を、部局Bで雇用する場合。